

財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価格のあるものは、時価法を採用。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による。

(3) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前は旧定額法で行い、平成19年4月1日以降は定額法で行っている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

なお、300万円未満のリース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

(6) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

3 会計方針の変更

該当なし

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,700,000	0	0	3,700,000
小 計	3,700,000	0	0	3,700,000
特定資産				
退職給付引当資産	49,571,963	9,321	5,253,099	44,328,185
財政資金積立資産	18,218,816	4,641	1,733,222	16,490,235
小 計	67,790,779	13,962	6,986,321	60,818,420
合 計	71,490,779	13,962	6,986,321	64,518,420

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	3,700,000	(3,700,000)	(0)	—
小 計	3,700,000	(3,700,000)	(0)	—
特定資産				
退職給付引当資産	44,328,185	(0)	(0)	(44,328,185)
財政資金積立資産	16,490,235	(0)	(16,490,235)	(0)
小 計	60,818,420	(0)	(16,490,235)	(44,328,185)
合 計	64,518,420	(3,700,000)	(16,490,235)	(44,328,185)

6 担保に供している資産

該当なし

7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	1,109,461,530	742,475,801	317,489,026
什器備品	22,214,966	18,201,352	4,013,614
構築物	128,697,642	71,360,561	57,337,081
リース資産	5,263,380	1,939,140	3,324,240
合 計	1,265,637,518	833,976,854	382,163,961

8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 (貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

該当なし

9 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務

該当なし

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金 地方公共団 体補助金	鳥取市	0	49,967,921	49,967,921	0	
負担金 負担金	鳥取市	0	448,888	448,888	0	
合 計		0	50,416,809	50,416,809	0	

12 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし

13 関連当事者との取引の内容

該当なし

14 キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

該当なし

15 重要な後発事象

該当なし

16 その他

(1) 継続事業2にかかる指定管理施設の一部廃止

申請時に継続事業2としていた、鳥取市勤労青少年ホームの附属体育館が、近隣河川改修工事のために平成28年3月末日で廃止され、取り壊しとなる。しかしながら、この施設の利用料は、法人の収入ではなく、鳥取市の収入であったため、指定管理料がその分減らされたとしても、公益目的支出計画への影響はないと思われる。

平成28年度については、体育館が減る前と変わらない指定管理料が確約されている。

(2) 継続事業2及び継続事業3の将来に関する懸念

継続事業3の体育施設については、老朽化によって、平成26年度から市民プールが休館となり、鳥取市民体育館、千代テニス場、城北テニス場、鳥取市武道館の4施設のみとなった。今後、市民体育館、鳥取市武道館も老朽化、耐震強度不足のため、建替えの検討が進んでいるが、同地への建替えや継続事業2の施設その他と複合化（体育館＋武道館＋勤労青少年ホーム＋スケートリンク等）する案、PFI方式による建設と管理の一元募集が議題にあがっており、次回（平成31年度更新）の管理者公募には、参加できない可能性がある。また、具体化すると、法人の公益目的支出計画変更も余儀なくされる。

(3) 継続事業1に供する資産（建物）の今後について

継続事業1に供している建物資産の内、「鳥取市青少年研修センター（現：賀露地区公民館）」については、鳥取市の要請で平成27年5月1日付で無償譲渡したところであるが、このほかの事業実施に供する資産を、今後、法人が所有し続けるのか、全部又は一部もしくは段階的に市へ譲渡するのか、公共施設の在り方や耐震改修義務化の流れの中で、何らかの対応を迫られるが、いずれにしても市の方針待ちである。

附 属 明 細 書

1 重要な固定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため省略

2 引当金の明細

財務諸表の注記に記載しているため省略